（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

金額の単位：円

書　籍　名	刊行年	題　号	著作者名	定価	ライセンス数	著作権利用料率	当該記事頁数	執筆者数	総頁数	執筆割合	補償金額	消費税額	補償金の額（税込）	追加供託する場合の補償金の額
新版注釈民法第13巻　債権(4)契約総則〔補訂版〕	2006	民法529条～532条	植林　弘	43,000	1,000	0.14	26	2	15,708	0.0008	4,816	385	5,201	520
新版注釈民法第13巻　債権(4)契約総則〔補訂版〕	2006	民法542条　Ⅰ～Ⅲ	植林　弘	43,000	1,000	0.14	8	2	15,708	0.0003	1,806	144	1,950	195
新版注釈民法第18巻　債権(9)事務管理・不当利得	1991	民法703条　ヲ　商法上の不当利得	宮川　茂夫	43,000	1,000	0.14	10	1	15,708	0.0006	3,612	289	3,901	390
												合計	11,052	1,105

○文化庁告示第五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第二項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十六年十二月十九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年三月五日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照　中野秀人　五八、三二〇円

二　利用者の住所及び氏名　福岡県福岡市早良区百道浜三丁目七番一号　福岡市文学振興事業実行委員会（委員長　坂口博）

三　利用方法　書籍として五〇〇部複製し、定価一、八〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。（別表参照）

（別表）

裁定により利用を認める著作物一覧

		タ　イ　ト　ル	著作者	ジャンル	初　出		定　本	収　録
Ⅰ詩	1	母	中野　秀人	詩	【不明】		『聖歌隊』帝国教育会出版部、1938年11月	・『聖歌隊』帝国教育会出版部、1938年11月・『中野秀人全詩集』思潮社、1968年５月
	2	首	中野　秀人	詩	1925年３月	「抒情詩」14年３集		
	3	昔の先生	中野　秀人	詩	1934年３月	「詩人時代」		
	4	玩具のやうな世界	中野　秀人	詩	【不明】			
	5	兄弟（がらがら蛇に喰はれた男の話）	中野　秀人	詩	1936年６月	「エクリバン」２－６号		
	6	舌	中野　秀人	詩	【不明】			
	7	青白い星	中野　秀人	詩	1933年２月	「改造」15巻２号		
	8	星	中野　秀人	詩	1935年１月	「日本詩」２巻１号		
		聖歌隊						
	9	雨の歌へる	中野　秀人	詩	1933年２月	「改造」15巻２号		
	10	噴泉の歌へる	中野　秀人	詩	1933年２月	「改造」15巻２号		
	11	林の歌へる	中野　秀人	詩	1935年11月	「エクリバン」１巻２号		